○関東地方整備局告示第百四十号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年関東地方整備局告示第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、これにより算出した占用料の額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。 別表 一　占用料		
占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	二百十円
その他		二百十円
（略）		
二　（略）		

改正前		
千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、これにより算出した占用料の額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。 別表 一　占用料		
占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	二百十円
その他		二百十円
（略）		
二　（略）		

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○関東地方整備局告示第百四十一号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第二項の規定に基づき、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限のうち、同政令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限を除く区域を定めたので、公示する。

令和八年三月三十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一．一号陸閘

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　北緯三五度四〇分五八秒八八八二　東経一三九度五八分五九秒五〇一一の地点
(2)　北緯三五度四〇分五七秒九八〇九　東経一三九度五八分五九秒〇八三一の地点
(3)　北緯三五度四〇分五七秒九三二三　東経一三九度五八分五九秒二三〇八の地点
(4)　北緯三五度四〇分五八秒八二一二　東経一三九度五八分五九秒六三八七の地点

二．三号陸閘

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(5)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(5)　北緯三五度四一分〇八秒〇〇五二　東経一三九度五九分〇三秒七〇四八の地点
(6)　北緯三五度四一分〇七秒二二一四　東経一三九度五九分〇三秒三四四四の地点
(7)　北緯三五度四一分〇七秒一九五七　東経一三九度五九分〇三秒五〇三二の地点
(8)　北緯三五度四一分〇七秒九六二〇　東経一三九度五九分〇三秒八五五七の地点

三．五号陸閘

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(9)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(9)　北緯三五度四一分一七秒〇五一二　東経一三九度五九分〇一秒二五一二の地点
(10)　北緯三五度四一分一六秒五四六五　東経一三九度五九分〇二秒二三九七の地点
(11)　北緯三五度四一分一六秒六五六八　東経一三九度五九分〇二秒三二三二の地点
(12)　北緯三五度四一分一七秒一六三〇　東経一三九度五九分〇一秒三三三〇の地点